

## 包括的保存管理計画（現行）の概要

## (1) 計画の目的

世界遺産一覧表に記載された「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」にかかる構成資産等を「ひとつの存在 (an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観 (a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用を実施し、顕著な普遍的価値を次世代へと継承するために、資産のみならず、その周辺環境を対象とした計画を策定した。

## (2) 策定主体

文化庁、環境省、林野庁、静岡県・山梨県、関係市町村等

## (3) 策定・改定年月

策定：平成 24 年（2012 年）1 月

改定：平成 28 年（2016 年）1 月

第 37 回世界遺産委員会決議の内容等を踏まえ、富士山世界文化遺産協議会が採択したヴィジョン・各種戦略の内容を十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点からの改正

令和 2 年（2020 年）8 月

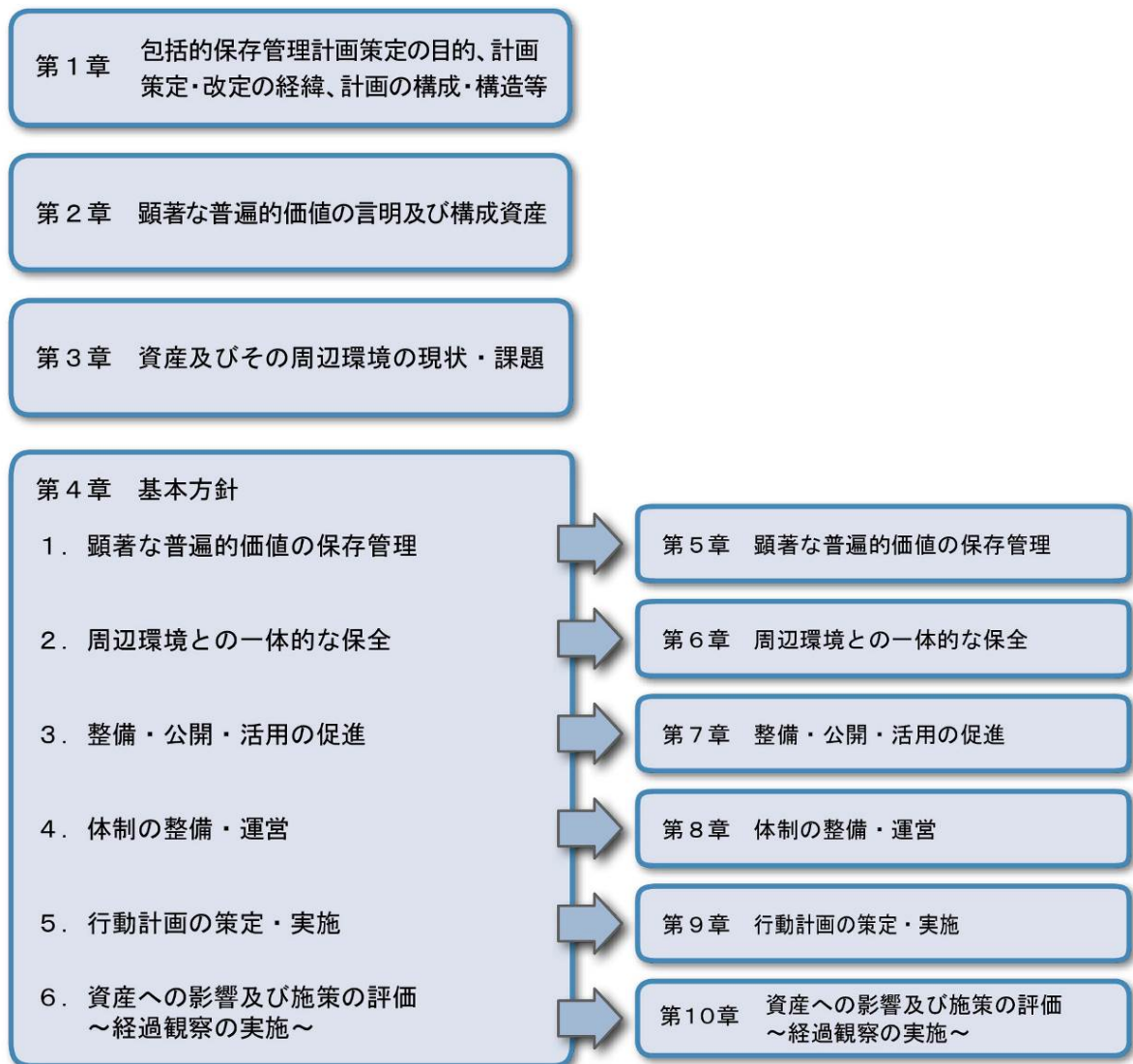
行動計画の工程における実施期間が経過したための時点修正等の改正

## (4) 進行管理等

- ・国の出先機関、静岡・山梨両県、関係市町村等から成る「富士山世界文化遺産協議会」が、資産及び周辺環境の把握、資産の保存管理等に係る協議を行う。
- ・協議会の構成員に住民代表者、資産所有者、現地の関係団体等を加えた「富士山世界文化遺産協議会作業部会」が、協議事項の事前調整等を行う。

## (5) 構成・構造

### ア 本冊



### イ 分冊

- ・分冊1：資産の保護の根拠となる法律との緊密な関係の下に定められた個別計画の概要
- ・分冊2：資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準の概要
- ・分冊3：イコモス評価書及び第37回世界遺産委員会決議（37.COM 8B.29）
- ・分冊4：世界文化遺産富士山ヴィジョン・各種戦略